

太田かるた実行委員会設置要綱

(設置)

第1条 市内小学校児童の郷土太田への理解と愛着を一層高めることを目的とした太田かるた大会（以下「かるた大会」という）を円滑に実施するため、太田かるた実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次の各号に掲げる事項を行なう。

- (1) かるた大会の実実施計画及び実施に係る事項
- (2) その他かるた大会の実実施に必要な事項

(組織及び運営)

第3条 実行委員会は、大会実施に必要な企画・運営を行い、実施する。

- (1) 実行委員会の組織及び運営については、実行委員会が定める。
- (2) 実行委員会の事務局は市民生活部生涯学習課に置く。
- (3) 実行委員は、有識者から選考する。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長若干名、会計1名、監事2名を置く。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第5条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- (2) 役員再任は妨げない。

(会議)

第6条 実行委員会の会議は会長が招集し、会議議長となる。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は役員会においてこれを定める。

附 則

この要綱は平成18年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。